

津市育休代替 任期付職員採用試験

(名簿記載期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで)



受 験 案 内

【募集職種】

幼稚園教諭、養護教諭

受付期間 令和6年11月11日(月)から令和6年12月20日(金)まで

試験日 第1次試験 令和7年1月19日(日)

試験場所 津市本庁舎(津市西丸之内23番1号)

《育休代替任期付職員とは》

育児休業を取得する職員の代替として、任期を定めて採用される職員です。

津市育休代替任期付職員採用試験の合格者は「育休代替任期付職員採用候補者名簿」(以下「名簿」といいます。)に記載され、職員の育児休業の状況等に応じて採用されます。

【任 期】 職員の育児休業期間(6か月を超える場合)に応じて任期が決定されます。

※ 任期を短縮又は延長する場合があります。

【業務内容】 原則として任期の定めのない職員(以下「正規職員」といいます。)と同じ業務内容です。

【勤務条件等】 任期の定めがあること及び育児休業をすることができないこと等以外は、原則として正規職員と同様です。

津市教育委員会事務局教育総務部教育総務課(津市教育委員会庁舎4階)

〒514-0035 津市西丸之内37番8号

電 話 番 号 059-229-3292

ホームページ <https://www.info.city.tsu.mie.jp>



1 職種、採用予定人数及び受験資格

職 種	採用予定人数	受 験 資 格	
		学 歴 、 免 許 等	生 年 月 日 等
幼稚園教諭	2人程度	幼稚園教諭普通免許状と保育士資格の両方を有する人又は令和7年3月末までに取得見込みの人 なお、幼稚園教諭普通免許状については、令和7年4月1日時点で有効であること	(1) 昭和44年4月2日以降出生の人 (2) 学校教育法第9条（校長、教員の欠格事由）及び地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれにも該当しない人
養護教諭	2人程度	養護教諭普通免許状を有する人又は令和7年3月末までに取得見込みの人 なお、養護教諭普通免許状については、令和7年4月1日時点で有効であること	

※ 最終合格者は、成績順に名簿に記載され、職員の育児休業の状況等に応じて採用されることから、すべての合格者が令和7年4月1日付けで採用されるとは限りません。

2 職務内容

職 種	職 務 内 容
幼稚園教諭	幼稚園における幼児教育業務等
養護教諭	幼稚園その他の施設等における幼児児童の養護業務等

※ 原則として正規職員と同様の業務に従事します。

3 受験手続等

原則、電子申請（インターネットによる申込み）となります。

※ インターネットの利用環境が整わない等、やむを得ない事情により電子申請ができない場合については、郵送により対応しますので、3頁（5）をご参照ください。

（1）事前に準備するもの

ア パソコン、スマートフォン（スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。）

推奨環境は下記のとおりです（推奨環境がない場合、電子申請ができないことがあります。）。

Google Chrome 最新版

Microsoft Edge 最新版

※ JavaScript が使用できる設定であること。

※ 一部の機能は PDF を閲覧できる環境（Adobe Acrobat Reader（Ver.5.0以上）推奨）が必要です。

イ 本人のメールアドレス

ドメイン指定等の受信制限をしている場合は、@bsmrt.biz のメールを受信できるように設定してください。

ウ 顔写真データ（受験票用）

3頁「（3）エ 本登録②」をご参照ください。

エ 受験票を印刷するためのプリンタ

プリンタがない場合は、コンビニエンスストアのプリントサービス等をご利用ください。

（2）受付期間

令和6年11月11日（月）午前8時30分から令和6年12月20日（金）午後5時15分まで

※ 受付開始日及び終了日を除き、24時間受付可能です。

※ 受付期間終了直前は、サーバーが混み合うこと等により申込みに時間がかかるおそれが

ありますので、余裕をもって早めに申込みを行ってください。

- ※ 申込み中に受付期間が終了すると、システム上はエントリーが完了する場合がありますが、受付期間を過ぎた申込みは受け付けることができません。
- ※ 受験資格がない場合においても受付完了となる場合がありますが、その場合は受付できない旨を電話等で連絡します。

(3) 申込手順

ア 申込サイトへアクセス <https://secure.bsmrt.biz/tsucity/u/job.php>

津市ホームページからの申込みの場合、「市民の皆さまへ→職員の募集→育休代替任期付職員の募集→津市育休代替任期付職員採用試験（名簿記載期間令和7年4月1日から令和12年3月31日まで）→受験申込フォームへ」から申込み（申込専用サイトへ接続）を行ってください。

こちらからも申込みができます



イ 事前登録

- ① 「津市育休代替任期付職員採用試験 幼稚園教諭等」内の希望する職種を選択してください。その後、受験資格等をご確認のうえ、エントリーを選択してください。
- ② 個人情報の取扱いに関する規約をお読みいただき、同意のうえ、事前登録画面に進んでください。
- ③ 設問に従い、必要事項をすべて入力してください。入力内容に誤りがないか確認のうえ、パスワードを設定してください。
 - ※ パスワードには、英大文字、英小文字、数字、記号が使用できます。
 - ※ パスワードは、英大文字、英小文字、数字を含み、10～32文字で設定してください。
 - ※ パスワードは忘れないように必ずメモをしてください。パスワード忘れ等による申込みの遅滞については、責任を負いかねます。
 - ※ 登録の途中で一時保存することはできません。登録作業を中断した場合は最初から入力をし直す必要がありますのでご注意ください。

ウ マイページへログイン

- ① 登録したメールアドレスに「事前登録完了のお知らせ」が送付されているか確認してください。
- ② メールの本文中に、システムで自動割り当てされた個人IDが記載されていますので、メモやメールを保存する等の方法で、必ず控えておいてください（個人IDとパスワードは、受験申込み、受験票の印刷等、以後の手続きにも必要となります。）。
- ③ メール本文内のURLにアクセスし、個人IDと事前登録で設定したパスワードを入力して申込サイトのマイページにログインしてください。
 - ※ マイページへのログインは事前登録完了後24時間以内に行ってください。24時間を過ぎると個人IDが無効となりますのでご注意ください。

※ この段階はまだ仮登録状態です。受験申込みは完了していませんので、下記「エ 本登録」の説明に沿って、申込みを完了してください。

エ 本登録

- ① マイページ内のメニュー「エントリー」を選択し、住所や学歴等、各項目に入力してください。
 - ※ 必須項目は必ず入力してください。その他の項目についても、該当がある場合は入力してください。
 - ※ 入力内容に不備・不足が無いように、各項目の内容をよく読み、入力してください。

- ② 顔写真欄に、顔写真データ（受験票用）をアップロードしてください（エントリーページ最下部）。
- ※ 顔写真データは、受験票に印刷されます。本人確認のために使用する重要なものとなるため、印刷した顔写真を撮影したものや、背景が無背景となっていないものは、使用しないでください。
 - ※ 申込み前6か月以内に、無背景、脱帽で上半身（胸部より上）正面向で撮影された画像データをタテ表示となるようにアップロードしてください。
 - ※ ファイル形式は、「.jpg」又は「.jpeg」のみとなります。
 - ※ 画像サイズは縦100ピクセル×横75ピクセル～縦480ピクセル×横360ピクセル、縦横比4×3、添付可能ファイルサイズは最大2MBまでです。
 - ※ 一部スマートフォンからはアップロードできない場合があります。その場合はパソコンからアクセスし、アップロードしてください。
- ③ 入力完了後、入力事項確認画面に遷移します。入力内容に誤りがないか確認のうえ、「エントリー」を選択してください。

オ 申込完了

上記手順ア～エのすべてが正常に終了した人は、申込完了となります。

- ① 登録したメールアドレスに、「【津市役所】申込完了のお知らせ」が送付されているか確認してください。
- ② 職種以外の内容はマイページ内のメニュー「エントリー修正」から修正することができますが、当市が申込内容の審査を終えた申込みについては、「エントリー修正」が表示されませんので、修正することができません。修正の必要がある場合は、津市教育委員会事務局教育総務部教育総務課（電話番号 059-229-3292）までご連絡ください。
- ③ 申込期間中に申込みが完了しなかった場合は受験できません。
- ※ 受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のため、サーバーを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、サーバーが混み合うおそれがありますので、余裕をもって早めに申込みを行ってください。
 - ※ 申込み中に受付期間が終了すると、システム上はエントリーが完了する場合がありますが、受付期間を過ぎた申込みは受け付けることができません。
 - ※ 使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんのでご留意ください。
 - ※ 申込内容に不備がある場合等は、電話又はメールで問い合わせをすることがあります。その場合、マイページにログインして申込内容の修正を行ってください。

（４）受験票の印刷手順

ア マイページにログイン

受付締切後、令和7年1月6日（月）に「受験票発行のご案内」をマイページに通知しますので、マイページにログインし、到着を確認してください。

- ※ 令和7年1月10日（金）までに上記通知が届かない場合は、必ず津市教育委員会事務局教育総務部教育総務課（電話番号 059-229-3292）へお問い合わせください。

イ 受験票の印刷

マイページ内のメニュー「受験票」を選択し、受験票を白色のA4サイズ（縦：29.7cm、横：21cm）の用紙に印刷した後、切り取り線に沿って切り取ってください（白黒印刷可）。試験名、試験区分、受験番号、氏名、試験会場、試験科目、試験時間及びご自身の顔写真が印刷されていることを確認してください。

ウ 受験票への署名

受験票に記載されている事項及び受験案内の受験資格を再度確認し、申込者本人が署名して、受験票を各試験受験の際に必ず持参してください。

- ※ 障がい等により受験者本人が直筆で記入することが困難な場合は、代筆での記入を可とします。

（５）やむを得ない事情により電子申請ができない場合

受験申込みは、原則、電子申請（インターネットによる申込み）となりますが、やむを得な

い事情（下記ア「やむを得ない事情について」参照）により電子申請ができない場合は、郵送による申込みを受け付けます。

上記の場合、今後の選考過程における連絡方法等お伝えしたいことがありますので、事前に津市教育委員会事務局教育総務部教育総務課（電話番号 059-229-3292）に連絡のうえ、最終頁にある「電子申請申出書」の各項目すべてを記入し、提出してください。

また、本申出書を提出する場合においても、申出内容を基に、当市においてエントリーシートを作成しますので、9頁「電子申請（インターネットによる申込み）に係る応募者利用規約について」を必ずご確認ください、申出書の「1. 利用規約について」に同意（☒を記入）をお願いします。

ア やむを得ない事情について

下記の項目に該当する場合はやむを得ない事情とします。

- ・インターネットに通信可能なパソコン・スマートフォンを所持していない。
- ・その他インターネットに通信可能な場所を利用できない（例：学校や公共施設内のフリーパソコン等）。
- ・障がい等によりインターネットの利用ができない。

イ 受付期間

令和6年11月11日（月）から令和6年12月20日（金）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出書類

① 電子申請申出書（最終頁）-----1通

- ※ 切り取り線に沿って、申出書を受験案内から切り離し、使用してください。
- ※ 申出書に写真をはり付けてください。なお、写真は申込み前6か月以内に、無背景、脱帽で上半身（胸部より上）正面向を撮影した縦45mm、横35mmの大きさとし、写真の裏面に氏名を記入）。
- ※ 記入例（10頁）を参考に正しく作成してください。
- ※ 申出書は受験者本人が直筆で記入してください。ただし、障がい等により受験者本人が直筆で記入することが困難な場合は、代筆での記入を可とします。

② 返信用封筒-----2通

- ※ 返信用封筒のサイズ：長形3号（縦：23.5cm、横：12cm）
- ※ この返信用封筒により受験票及び第1次試験に係る合否通知を送付しますので、110円切手をはり付け、宛て先に受験者の郵便番号、住所及び氏名（敬称は「様」）を記入してください。

エ 提出方法

① 上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市職員採用試験電子申請申出書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により、次の送付先まで送付してください。

② 令和6年12月20日（金）午後5時15分までに、津市教育委員会事務局教育総務部教育総務課（津市教育委員会庁舎4階）に到着した分のみを受け付けます。

【送付先】〒514-0035 津市西丸之内37番8号

津市教育委員会事務局教育総務部教育総務課宛て

- ※ 郵便事情等により書類到着の遅延等が発生した場合における受付期間経過後の申込みについては、受付を行わないため、申出書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

③ 令和7年1月6日（月）に、受験票及び第1次試験の案内を発送します。令和7年1月10日（金）までに受験票等が届かない場合は、津市教育委員会事務局教育総務部教育総務課（電話番号 059-229-3292）へお問い合わせください。

（6）その他

ア 申込内容に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は受験を無効とすることがありますので、受験手続には十分注意してください（郵送の場合、受付は行わず、書類を返信用封筒により返却します。）。

イ 第1次試験において、障がい等を理由に配慮を希望する場合、津市教育委員会事務局教育総務部教育総務課（電話番号 059-229-3292）までご連絡ください。

4 第1次試験

(1) 試験科目及び試験の内容

職 種	試験科目	試 験 の 内 容
幼稚園教諭	専門試験 (幼稚園教諭)	発達心理、教育学、保育原理、保育内容及び法規に関する択一式（マークシート方式）による筆記試験
養護教諭	専門試験 (養護教諭)	衛生学・公衆衛生学、学校保健、看護学、栄養学、解剖学・生理学、精神保健等に関する論述式による筆記試験

(2) 試験日

令和7年1月19日（日）

(3) 試験場所

津市本庁舎（津市西丸之内23番1号）

※ 応募状況により他会場でも行う場合があります。

(4) 結果発表

令和7年1月31日（金）（予定）に津市ホームページへ合格者の受験番号を掲載し、その後、受験者に対し、合否についてマイページに通知（電子申請ができない場合に該当する方は郵送）します。

なお、合否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験（個人面接）

(2) 試験日

令和7年2月11日（火・祝）又は同月12日（水）（予定）

※ 詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

6 最終合格者発表

令和7年2月中旬に津市ホームページへ合格者の受験番号を掲載し、その後、第2次試験受験者に対し、合否についてマイページに通知します。

また、最終合格発表は郵送でも通知しますので確認してください。

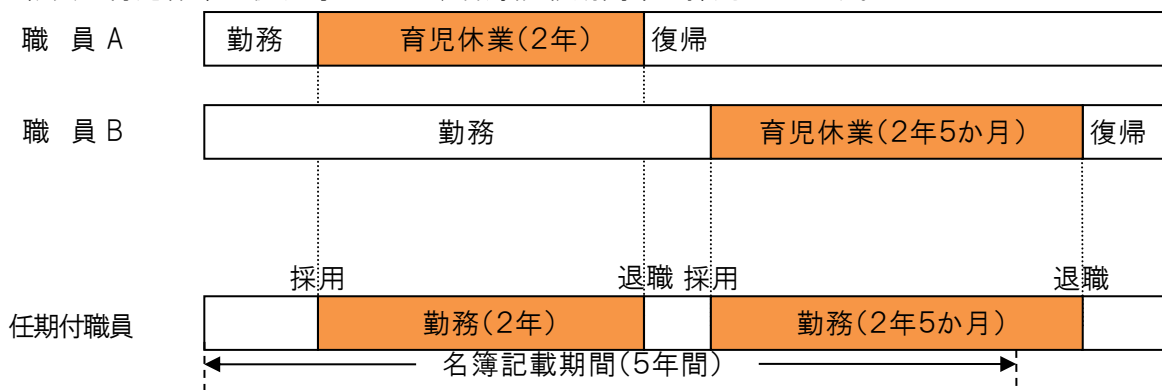
なお、合否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、成績順に名簿に記載され、令和7年4月1日以降、職員の育児休業の状況等に応じて採用する予定です（名簿に記載されても必ず採用されるとは限りません。名簿の記載期間は令和12年3月31日までです。）。

《参考》育休代替任期付職員の勤務期間(例)

職員の育児休業の状況等に応じて、名簿記載期間中に採用となります。



- (2) 採用に当たっては、原則として名簿に記載されている順に採用の諾否を確認し、応諾後各種書類の提出などの手続を別途依頼します。
- (3) 任期は、職員が育児休業を取得する期間に応じて決定されます（育児休業の期間は、最大で3年間です。）。ただし、任期の末日は、職員の育児休業を取得する期間に関わらず、最大でも年齢60年に達した日以後における最初の3月31日までとします。
- (4) 任期が満了した場合でも、名簿記載期間中であれば、再度任期付職員としての勤務をお願いする場合があります。
- (5) 現在、既に名簿に記載中の人がこの試験に合格した場合は、現在の名簿記載期間中は従前の試験による順位が優先され、現在の名簿記載期間終了後に、この試験に基づく順位による記載が有効となります。
- (例) 現在の名簿記載期間が令和4年4月1日から令和9年3月31日までの方
令和9年3月31日までは、現在の名簿記載順位により採用等が行われ、当該名簿記載期間が終了した次の日である令和9年4月1日からは、この試験の結果に基づく順位により採用等が行われることになります。
- (6) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、合格を取り消し、名簿から削除します。
- (7) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

8 給与

(1) 初任給の例

学 歴	初 任 給
大学卒	201,900円
短期大学・専修学校（専門課程）卒	185,000円

- ※1 上記は新卒者等が令和6年4月1日付けで採用された場合の初任給であり、採用までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。
- ※2 職務経験等がある場合は、一定の基準に基づいた加算措置があります。

(2) 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手

当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等が支給されます。

9 勤務条件等

(1) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は正午から午後1時まで）です。ただし、勤務場所等によって異なる場合があります。

(2) 勤務場所

幼稚園で勤務します。

(3) 休日

原則として、週休2日制（土曜日・日曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）があります。ただし、勤務場所等によって異なる場合があります。

(4) 休暇等

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚休暇等）、病気休暇、介護休暇及び介護時間等があります。

(5) 福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険等

公立学校共済組合等に参加し、医療に係る給付等が受けられます。

ウ レクリエーション等

津市職員共済組合による庁内各種スポーツ大会等の事業等を実施しています。

(6) 研修

実務研修、階層別研修など様々な研修を実施しています。

(7) その他

育児休業及び育児短時間勤務をすることはできません。

10 その他

(1) 任期付職員への採用は、正規職員の採用とは無関係です。正規職員になるためには、必ずそのための採用試験に合格しなくてはなりません。また、任期付職員の任期中及び名簿記載期間であっても、正規職員の採用試験を受験することは可能です。

(2) 採用後6か月の間は、地方公務員法第22条に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります（給与等に変動はありません。）。

(3) 災害や天候等によっては、試験日程等を変更する場合があります。津市ホームページ又はマイページでお知らせしますので必ず事前にご確認ください。

(4) この試験の詳細や障がい等を理由とした職員採用試験に係る配慮事項等については津市教育委員会事務局教育総務部教育総務課（津市教育委員会庁舎4階）までお問い合わせください。

電話番号（059-229-3292）

メールアドレス（229-3292@city.tsu.lg.jp）

◎ 日本国籍を有しない人が津市育休代替任期付職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

なお、「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

※ 「公権力の行使」に係る職務の具体例

建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可等に係る業務

電子申請（インターネットによる申込み）に係る応募者利用規約について

登録フォームにご登録いただく個人情報の取扱いに関する規約

1. 登録フォーム

登録フォームとは、津市役所（住所：津市西丸之内 23 番 1 号）がインターネット上の人材採用サイトにて提供する、個人情報の入力・送信フォームを指します。

2. 個人情報の取得及び利用の目的

- ・津市役所は登録フォームを通じて、当市に勤務する職員を採用する目的で、必要な範囲において個人情報を取得いたします。
- ・取得した個人情報は、当市の人材採用以外の目的には一切利用いたしません。

3. 個人情報の取扱いの委託・提供

- ・津市役所は、第 2 項記載の目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取得・分析、その他の処理を委託する場合があります。
- ・以下の場合を除き、取得した個人情報を当該応募者の同意を得ずに第三者に開示・利用・提供をしません。
 - 1) 法令に基づく場合
 - 2) 人の生命、身体、又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
 - 3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
 - 4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

4. 個人情報の管理

- ・津市役所は、第三者が取得した個人情報に不当に触れることがないよう、合理的な範囲で厳重に管理いたします。
- ・応募者の個人情報の閲覧は、個人情報の適切な取扱いに関する教育を受け、津市役所が認めた者に限定します。

5. 個人情報の管理責任者

- ・下記の職種以外 津市総務部人事課 人事課長
- ・消防職 津市消防本部消防総務課 消防総務課長
- ・幼稚園教諭及び養護教諭 津市教育委員会事務局教育総務部教育総務課 教育総務課長

6. 個人情報の統計的利用

当市は、取得させていただいた個人情報を個人が特定できないような形で統計的に処理し、統計、分析その他の目的で利用させていただきますことがあります。

7. 個人情報を提供しなかった場合に生じる結果について

津市は、当市に勤務する職員を採用する目的で個人情報を取得しており、必要事項を入力いただけない場合は、選考できないことがあります。

8. 個人情報の利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去

- ・応募者より本人情報の利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去依頼があった場合、法令に従い、遅滞なく対応いたします。
- ・個人情報の利用目的の通知、開示・削除・利用停止・消去依頼方法は、登録 ID、氏名、依頼内容を記載の上、第 9 項の連絡先宛に電子メールで送信してください。津市は登録時のメールアドレスからの受信と、その後のメールでの依頼内容確認に対する返信により、本人確認とします。
- ・個人情報の訂正・追加を希望する場合は、訂正・追加を反映した最新の個人情報を前回と同じメールアドレスを入力の上、登録フォームより再送信することで津市は訂正・追加を受け付けいたします。津市役所は前回と同じメールアドレスでの登録により、本人確認とします。
- ・代理人からの利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去依頼については、前述の手続きの他、法的に委任されたことが確認できる内容の委任状(書式自由)を別途、第 9 項連絡先宛に郵送してください。
- ・個人情報の利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去等に関連し郵送料等の実費が発生する場合には、応募者負担とします。

9. 連絡先

個人情報の取扱いについてのご連絡は、以下メールアドレス宛に電子メールでご連絡ください。

- ・下記の職種以外
津市総務部人事課 229-3106@city.tsu.lg.jp
(〒514-8611 津市西丸之内 23 番 1 号)
- ・消防職
津市消防本部消防総務課 254-0351@city.tsu.lg.jp
(〒514-1101 津市久居明神町 2276 番地)
- ・幼稚園教諭及び養護教諭
津市教育委員会事務局教育総務部教育総務課 229-3292@city.tsu.lg.jp
(〒514-0035 津市西丸之内 37 番 8 号)

記入例

津市育休代替任期付職員採用試験申込書

(名簿記載期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで)

電子申請申出書

電子申請ができない場合

やむを得ない事情及び利用規約の内容をご確認いただいたうえで、チェックボックスにチェックを入れてください。

※すべてに該当しない場合は、本申出書は使用できません。

やむを得ない事情で電子申請（インターネットによる申込み）ができない場合は、郵送による申込みを受け付けます。

また、本申出書による申請の場合、今後の選考過程における連絡方法等お伝えしたいことがありますので、事前に津市教育委員会事務局教育総務部教育総務課（電話番号059-229-3292）までご連絡ください。

＜提出前にチェック（☒を記入）してください。＞

- ☒電子申請ができないやむを得ない事情に該当する（例：パソコン・スマートフォンを所持していない。）。
- ☒事前に津市教育委員会事務局教育総務部教育総務課に連絡し、案内を受けている。

1. 利用規約について

☒津市育休代替任期付職員採用試験受験案内の9頁「電子申請（インターネットによる申込み）に係る応募者利用規約について」の内容のすべてを確認し、その内容に同意します。

2. 応募者マイページ仮登録情報

フリガナ	ツ シ タ ロ ウ	性別	受検する職種を確認して ☒ 印をしてください。	顔写真
氏 名	津市 太郎	☒ 男 ☐ 女	☒ 幼稚園教諭 ☐ 養護教諭	
メールアドレス	229-3106@city.tsu.lg.jp			
電 話	059 - 229 - 3106	携帯電話	090 - 1234 - 5678	

・申込み前6か月以内に、無背景、脱帽で上半身正面向を撮影した縦45mm、横35mmの写真をはり付けてください。

・写真の裏面に氏名を記入してください。

写真の裏面に、氏名を記入してください。

3. 本登録情報

現住所	郵便番号	514 - 8611
住所フリガナ	ツ シ ニシ マル ノ ウチ	
津市西丸之内23番1号		
緊急連絡先(家族の住所等)		生年月日
郵便番号	- ☒ 上記と同じ	令和7年4月1日現在
電 話	(- -)	☒ 昭和 ☐ 平成 3年 9月 1日 (満 33 歳)
(日本国籍を有しない人:西暦 年 月 日)		
学歴(最終学歴から順に高等学校までの期間を記入してください。)		

学歴・職歴は、直近の歴から順に、正確に記入してください。
(在学期間や在職期間、勤務形態等が抜けていると記入漏れになります。)

職歴がない場合は「なし」と記入してください。

欄が不足する場合は、別紙を作成する等してください。

学 校 名	学 部	学 科・専 攻	年 制	在 学 期 間	該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
〇〇大学	△△学部	□□学科	4年制	☒ 昭和 ☐ 平成 22年 4月 ~ ☒ 昭和 ☐ 平成 26年 3月	☒ 卒・修了 ・卒見/修見 ・()年中退 ・()年在学
立〇〇高等学校		普通科	3年制	☒ 昭和 ☐ 平成 19年 4月 ~ ☒ 昭和 ☐ 平成 22年 3月	☒ 卒・修了 ・卒見/修見 ・()年中退 ・()年在学
				☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 ~ ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月	・卒/修了 ・卒見/修見 ・()年中退 ・()年在学
				☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 ~ ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月	・卒/修了 ・卒見/修見 ・()年中退 ・()年在学

直近(現在含む。)から順に全部記入(在学期間中のアルバイト等は不要)してください。ない場合は「なし」と記入してください。

勤 務 先	部課・職務内容	勤務形態 (該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。)	在 職 期 間
〇〇幼稚園	年長組担当	・正規職員 ・自家営業 ・ ☒ 臨時、アルバイト等 ・その他()	☒ 昭和 ☐ 平成 28年 1月 ~ ☒ 現在 年 月
		・正規職員 ・自家営業 ・臨時、アルバイト等 ・その他()	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 ~ ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月
		・正規職員 ・自家営業 ・臨時、アルバイト等 ・その他()	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 ~ ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月
		・正規職員 ・自家営業 ・臨時、アルバイト等 ・その他()	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 ~ ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月
		・正規職員 ・自家営業 ・臨時、アルバイト等 ・その他()	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 ~ ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月

アルバイト等も含めてすべて記入してください(在学期間中のアルバイト等は不要です。)

申込書提出時点において在職している場合は、在職期間に「現在」と記入してください。

各種資格・免許(取得見込みも記入)

幼稚園教諭受験の方】 幼稚園教諭普通免許	H26年 3月	・取得 ・取得見込み	【養護教諭受験の方】 養護教諭普通免許	H26年 3月	・取得 ・取得見込み	普通自動車免許	H24年 8月	・取得 ・取得見込み
【幼稚園教諭受験の方】 保育士登録	H26年 3月	・登録 ・登録見込み		年 月	・取得 ・取得見込み		年 月	・取得 ・取得見込み

欄が不足する場合は、別紙を作成する等してください。

必ず記入してください。

日本国籍を有しない人は記入してください。

国籍	☒ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外	⇒ 在留資格 (←
----	---	------------

欠格事項

私は、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用がなされること及び津市育休代替任期付職員採用試験（名簿記載期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで）受験案内の記載内容等を了承した上で、津市育休代替任期付職員採用試験を受験したいので、表記のとおり申し込みます。

なお、私は、次のいずれにも該当していません。また、この申込書の記載事項は、事実と相違ありません。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

必ず記入してください。

令和 6 年 12 月 1 日

氏 名 津市 太郎

切り取り線

津市育休代替任期付職員採用試験申込書

(名簿記載期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで)

電子申請申出書

電子申請ができない場合

やむを得ない事情で電子申請（インターネットによる申込み）ができない場合は、郵送による申込みを受け付けます。
また、本申出書による申請の場合、今後の選考過程における連絡方法等お伝えしたいことがありますので、事前に津市教育委員会事務局教育総務部教育総務課（電話番号０５９－２２９－３２９２）までご連絡ください。

＜提出前にチェック（☑を記入）してください。＞

- ☐ 電子申請ができないやむを得ない事情に該当する（例：パソコン・スマートフォンを所持していない。）。
- ☐ 事前に津市教育委員会事務局教育総務部教育総務課に連絡し、案内を受けている。

１．利用規約について

☐ 津市育休代替任期付職員採用試験受験案内の９頁「電子申請（インターネットによる申込み）に係る応募者利用規約について」の内容のすべてを確認し、その内容に同意します。

２．応募者マイページ仮登録情報

フリガナ 氏 名	性別 男・女	受験職種 受験する職種を確認して☑印をしてください。 ☐ 幼稚園教諭 ☐ 養護教諭	顔写真 ・申込み前６か月以内に、無背景、脱帽で上半身正面向を撮影した縦45mm、横35mmの写真をはり付けてください。 ・写真の裏面に氏名を記入してください。	
メールアドレス				
電 話	- -	携帯電話		- -
３．本登録情報				
現住所 住所フリガナ	郵便番号	-		

緊急連絡先(家族の住所等)		生年月日	
郵便番号	- □上記と同じ	令和7年4月1日現在	
電 話	(- -)	昭和 年 月 日 (満 歳) (日本国籍を有しない人:西暦 年 月 日)	

学歴(最終学歴から順に高等学校までの期間を記入してください。)					
学 校 名	学 部	学科・専攻	年制	在 学 期 間	該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
				昭和 年 月 ～ 昭和 年 月 平成 令和	・卒／修了 ()年中退 ・卒見／修見 ()年在学
				昭和 年 月 ～ 昭和 年 月 平成 令和	・卒／修了 ()年中退 ・卒見／修見 ()年在学
				昭和 年 月 ～ 昭和 年 月 平成 令和	・卒／修了 ()年中退 ・卒見／修見 ()年在学
				昭和 年 月 ～ 昭和 年 月 平成 令和	・卒／修了 ()年中退 ・卒見／修見 ()年在学

職歴(直近(現在含む。)から順に全部記入(在学期間中のアルバイト等は不要)してください。ない場合は「なし」と記入してください。)					
勤 務 先	部課・職務内容	勤務形態 (該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。)	在 職 期 間		
		・正規職員 ・臨時、アルバイト等 ・その他()	昭和 年 月 ～ 昭和 年 月 平成 令和	昭和 年 月 平成 令和	昭和 年 月 平成 令和
		・正規職員 ・臨時、アルバイト等 ・その他()	昭和 年 月 ～ 昭和 年 月 平成 令和	昭和 年 月 平成 令和	昭和 年 月 平成 令和
		・正規職員 ・臨時、アルバイト等 ・その他()	昭和 年 月 ～ 昭和 年 月 平成 令和	昭和 年 月 平成 令和	昭和 年 月 平成 令和
		・正規職員 ・臨時、アルバイト等 ・その他()	昭和 年 月 ～ 昭和 年 月 平成 令和	昭和 年 月 平成 令和	昭和 年 月 平成 令和
		・正規職員 ・臨時、アルバイト等 ・その他()	昭和 年 月 ～ 昭和 年 月 平成 令和	昭和 年 月 平成 令和	昭和 年 月 平成 令和

各種資格・免許(取得見込みも記入)					
【幼稚園教諭受験の方】 幼稚園教諭普通免許	年 月 ・取得 ・取得見込み	【養護教諭受験の方】 養護教諭普通免許	年 月 ・取得 ・取得見込み		年 月 ・取得 ・取得見込み
【幼稚園教諭受験の方】 保育士登録	年 月 ・登録 ・登録見込み		年 月 ・取得 ・取得見込み		年 月 ・取得 ・取得見込み

国籍	☐ 日本国籍 ☐ 日本国籍以外 ⇒ 在留資格 ()
----	---

欠格事項	私は、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用がなされること及び津市育休代替任期付職員採用試験（名簿記載期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで）受験案内の記載内容等を了承した上で、津市育休代替任期付職員採用試験を受験したいので、表記のとおり申し込みます。 なお、私は、次のいずれにも該当しておりません。また、この申込書の記載事項は、事実と相違ありません。 １ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ２ 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 ３ 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者 ４ 津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ５ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 令和 年 月 日 氏 名
------	---